

施設等利用給付認定申込事項変更届 兼 取下げ・退所届

変更・取下げ・退所届
(新1号・新2号・新3号用)

(あて先)豊中市長

代表保護者	現住所	〒56 - 豊中市
	氏名	
	電話番号	(父・母・自宅) - - (父・母・自宅) - -
	記入日	令和 年 月 日

施設受付日	年 月 日
受付施設名	

次のとおり、施設等利用給付認定に係る支給認定の申込事項変更(取下げ)を申し込みます。

対象児童	氏名(フリガナ)	生年月日	現在の認定区分	入所施設名(省略せず正式名称を記入ください)
		平成・令和 年 月 日 (西暦 年)	新1号 新2号 新3号	

変更の適用を希望する時期	令和 年 月 から	※当月末までに提出いただくと、翌月からの認定になります。
--------------	-----------	------------------------------

※該当する項目の□にチェックを入れ、必要事項を記入してください。

□ 保育を必要とする事由の変更

※別途、変更にもなう「保育を必要とする事由証明書」や妊娠出産の場合は母子手帳のコピー(保護者氏名と出産予定日が分かるページ)を添付してください。
※就労内容が変わった場合や転職された場合も、「保育を必要とする事由証明書」を提出してください。

対象児童との続柄	保育を必要とする事由 (対象となるものにチェックしてください)
父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()
父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()

□ 認定区分の変更

認定こども園・新制度幼稚園を利用中 (希望するものにチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 新2号・新3号→1号認定への切り替え (理由: _____) ※例: 仕事を辞めるため ※1号から、新2号への切り替えは、別途「施設等給付認定申込書」および保護者全員の「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。(月末日までに必要書類を提出されると、翌月からの認定となります) ※1号から、2号への切り替えは、別途「施設等給付認定申込書」および保護者全員の「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。(各月の選考締め切りまでに必要書類の提出が必要です)
従来制度幼稚園を利用中 (希望するものにチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 新2号・新3号→新1号への切り替え (理由: _____) 例: 仕事を辞めるため <input type="checkbox"/> 新1号→新2号・新3号への切り替え ※新3号は非課税世帯のみ ※新1号から、新2号認定への切り替えは、保護者全員の「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。

□ 取下げ

認可外保育施設を利用中	<input type="checkbox"/> 新2号・新3号を取下げ (理由: _____) 例: 仕事を辞めるため
-------------	--

□ 退園

※園独自の退園届がある場合は、園に確認してから提出ください。	<input type="checkbox"/> 利用施設を退園 (退園日 年 月 日) ※別の施設で、新2号・新3号を利用される場合は、新たに利用される施設をとおして事前に「子育てのための施設等給付認定申込書」の提出が必要です。
--------------------------------	--

□ 豊中市外への住所変更および取下げ

※豊中市外に転出の場合、豊中市の認定期間は、原則として住民票の異動日前日まで(日割り計算)になります。住民票を異動する前に退園された場合の認定は退園日までとなります。

市外転出のみ	<input type="checkbox"/> 豊中市外へ転出するが、利用施設は退園しない (住民票異動日 年 月 日 予定) 転出先住所 〒 -
市外転出および退園	<input type="checkbox"/> 豊中市外へ転出し、利用施設を退園する (住民票異動日 年 月 日 予定) 転出先住所 〒 - ※豊中市外へ転出後も新2号・新3号認定が必要な場合は、事前に転出先の市区町村へ手続きが必要です。 ※日本国外へ転出の場合は、状況に応じて委任状が必要場合があるため、別途お問い合わせください。

※豊中市内の住所変更はこの用紙での届け出は不要です。